

## 松江の文化力を生かしたまちづくり条例（案）説明書

（前文）

私たちの祖先たちは、豊かな自然や土地を背景にした国の成り立ちを、「神話」として後世に伝えてきました。

今も美保関に残る「<sup>あおふしがき</sup>青柴垣神事」をはじめとする様々な伝統行事も、この国引きの大地と海が生み出す恵みを糧として、この地に住む人々に、いにしえより綿々と受け継がれてきました。奈良時代、「<sup>いずものくに</sup>出雲国風土記」に記された意宇郡、秋鹿郡、島根郡などの地名や国引き神話などの伝承は今でも伝わり、生き続けているのです。

この地は太古以来、どの時代においても多くの人々が住み続け、出雲国の中心として活力を維持し、日々の生活文化を継承しながら、今日を迎えている国内でもまれな地方なのです。

江戸時代初めに、「堀尾吉晴」が城と城下町を築き、「松江」という名前がこの地につけられました。松江松平家七代藩主「松平治郷」<sup>はるさと</sup>は藩政改革に取り組みながらも「茶の湯文化」を極め、後世に茶の湯という裾野の広い伝統文化を残してくれました。松江藩の財政は、相次ぐ風水害や凶作により窮乏を極めました。不断の藩政改革と薬用人参やはず蠟などの特産品による殖産振興により、幕末には見事にその危機を克服したことは、新しい技術や文化などを広く受け入れ創意工夫する心を私たちに伝えてくれました。

明治維新後、解体の危機に瀕した「松江城天守」は多くの地元有志の努力により買い戻され、市民の力でその雄姿が今に伝えられ、平成の世で再度、国宝に指定されました。

さらに、時代を越えて継承された「古事記」は海を渡り、「ラフカディオ・ハーン」（小泉八雲）を松江に導きました。ハーンは、松江の人々の古き良き生活文化を「神々の国の首都」の暮らしぶりとして世界へ発信し、同時にオープンマインドで広く異文化を受け入れる大切さを伝えてくれました。一方で、近代化にむかう日本に対し、昔ながらの文化や芸術が失われていくことへの警鐘を鳴らしました。事実、時代のうねりの中で松江も多くのものを失ってきたと言わざるを得ません。

こうした歴史を積み重ねてきた松江は、現代においても、多くの分野で文化性の高い表現者を輩出し、市民が主体的に様々な文化芸術活動に取り組む、文化芸術の薫り高いまちです。そしてプログラミング言語「Ruby」は、平成の時代に新たに加わった宝物ともいえます。

「水の都松江」に住む人々は、いにしえより水と共に日常の生活を送ってきました。宍道湖や日本海に沈む夕陽や神々しい朝日を見るたびに、時間を忘れ、思わず手を合わせた経験は、多くの人々の記憶にあるはずです。この風光明媚な景観を後世に引き継いでいきたいという思いは、市民誰もの願いと言えるでしょう。

①

②

③

④

大きな時代の移り変わりの中で、経済性や効率性が優先されるようになり、市民の暮らしぶりや価値観も大きく変わってきました。

また、人口減少社会に転じたことにより、地域で伝統文化や生活文化を守り伝えていくことが難しくなっています。

私たちは、このままでは松江の伝統や文化芸術が知らず知らずのうちに失われてしまうのではないかという強い危機感を抱きました。

⑤

市民が誇るべき松江の文化力の価値を再認識し、受け継ぎ、生かしていくとともに、新たに生まれる文化芸術を受け入れ、この松江のまちが、将来にわたり、住む人、訪れる人、誰もが心豊かになれるまちであり続けることを望んでいます。

そのためにできること、やらなければならないことを明らかにし、実現に向け、力を合わせていくための指針を示すために、この条例を制定します。

#### 【説明】

前文は、この条例を制定する意義を示しています。

また、前文は分かりやすく親しみがもてるような表現とするため、「です・ます」調を用いました。

#### ①（第1～6段落）

松江市がどのような「まち」であるのか、時代をおって示しています。このような歴史の積み重ねが、松江のまちを形作り、市民の人柄に影響を与えていると考えます。

#### ②（第7段落）

松江は市民が主体的に文化芸術活動を行なっていることや、新しく生み出された文化芸術を積極的に受け入れていることを記しています。

#### ③（第8段落）

様々な歴史を重ねてきた松江のなかでも、人々に変わらず受け継がれてきた景観を次の世代に伝えていきたい思いを記しています。

#### ④（第9～11段落）

生活様式や利便性、社会情勢は年々変化をしています。その中で自然淘汰的に様々なものが姿を消しています。このままでは、松江の誇る伝統や文化が知らず知らずのうちに失われてしまう強い危機感を抱いたことを記しています。

#### ⑤（第12～13段落）

誇るべき文化力を改めて評価・検証することで、その大切さを再認識する必要があります。松江の文化芸術を理解し、しっかりと伝えることができる人を増やすことで、住んでいる人はもちろん訪れる人も心豊かになれるまちづくりを実現するために、条例を制定する決意を記しています。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、有形、無形を問わず松江に存在する豊富な文化財、古くから伝わる茶の湯文化及び生活文化、自然が織りなす風景及び昔ながらの景観並びに、このまちの空気感等、松江市民の暮らしの根底にあり市民の誇りとなりうる力（以下「松江の文化力」という。）を再認識し、未来を担う子どもたちはもとより、世代を超えて誰もが心豊かになれるまちにしていくために、基本理念を定め、取組の視点を明らかにすることにより、本市における文化芸術振興を図り、松江の文化力を生かしたまちづくりに寄与することを目的とする。

### 【説明】

条例が規定している内容の概要を示し、制定の目的を明らかにするものです。

この条例は、松江の文化力を再認識し、松江市民のみならず松江を訪れる観光客なども含め、誰もが心豊かに過ごせるまちづくりを行っていくために「基本理念」や「取組の視点」を明らかにし、「文化芸術振興」を図り、松江の文化力を生かしたまちづくりに取り組んでいくことを定めています。

### (基本理念)

第2条 松江の文化力を生かしたまちづくりの推進は、次の各号に掲げる事項を保存し、継承し、及び発展させて行うものとする。

- (1) 市民生活に根づく茶の湯文化
- (2) 古代から近代までの豊富な文化財
- (3) 小泉八雲が五感で感じた松江の生活文化
- (4) 文化芸術活動の拠点となる施設
- (5) 市民と共に育む文化芸術活動
- (6) 宍道湖・堀川・中海等の松江的景観

2 前項の規定にかかわらず、松江の文化力を生かしたまちづくりの推進は、時代に応じて新たに生まれる文化芸術を受け入れ、及び松江の文化力を発展させて行うものとする。

### 【説明】

活動方針の基本的な考え方を規定しています。

### (第1項)

松江の誇る文化力を支える6つの柱を想定し、これらの保存・継承・発展を図ることを記しています。

(第2項)

第1項に規定したもの以外にも、時代に応じて受け入れる新たな文化芸術の発展を図ることを記しています。

(市の役割)

第3条 市は、基本理念にのっとり、松江の文化力を生かしたまちづくりの実現のために、文化芸術振興の施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、市民、文化芸術活動を行う者、事業者及び松江の文化芸術活動に関心がある者（以下、「文化に関わる者」という。）が行う文化芸術振興に係る取組に協力するものとする。

**【説明】**

市の役割を規定しています。

(第1項)

市は、文化力を生かしたまちづくりを行うために、基本理念に基づき総合的かつ計画的に施策を推進します。

(第2項)

市は、文化に関わる者が行う取組に協力します。

(文化に関わる者の役割)

第4条 文化に関わる者は、文化芸術の保存、継承、発展及び創造に努めるものとする。

2 文化に関わる者は、自主的かつ主体的な文化芸術活動への参加及び支援等を通じ、文化芸術振興に努めるものとする。

**【説明】**

文化に関わる者の役割を規定しています。

(第1項)

文化に関わる者は、それぞれの立場で文化芸術活動の保存、継承、発展及び創造に努めるものとします。

(第2項)

文化に関わる者は、自主的かつ主体的に行う文化芸術活動の参加や支援によって、市の文化芸術振興の推進を図るよう努めるものとします。

## 第2章 文化芸術振興に関する取組の視点

### (取組の視点)

第5条 市及び文化に関わる者は互いに協力し、又は連携し合い、第2条の基本理念の実現にあたって、次に掲げる事項を視点として取り入れながら文化芸術振興に努めるものとする。

- (1) 松江の文化力を知る。
- (2) 松江の文化力を育てる。
- (3) 松江の文化力を伝える。
- (4) 松江の文化力を創造する。
- (5) 松江の文化力を活用する。
- (6) 松江の文化力を支える。

### 【説明】

松江の誇る文化力を支える6つの柱に共通する6つの取組の視点を規定しています。

松江の文化芸術の情報や現状をきちんと知ることで、適切な対応をとることができ、文化芸術を育てることができます。知り、育てることが成熟していくと伝えることができる人が育ちます。正しい情報を伝えることができると、新たな価値を生み出す(創造)ことができ、創造したものを活用して稼ぐことができます。直接的な支援、間接的な支援(支え)は松江の文化芸術を守り発展させます。6つの取組の視点を効果的に循環していくことで、文化芸術の保存・継承・発展・創造が推進され则认为ます。

## 第3章 文化芸術振興計画

### (文化芸術振興に関する計画の策定)

第6条 市は、文化芸術振興に関する計画（以下「文化芸術振興計画」という。）を策定し、基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

- 2 市は、文化芸術振興計画を策定するに当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く市民の意見を十分に反映するよう努めるものとする。
- 3 市は、文化芸術振興計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 4 前3項の規定は、文化芸術振興計画の変更について準用する。

### 【説明】

文化芸術振興に関する計画について規定しています。

#### (第1項)

市が推進する文化芸術振興について必要事項を記載した計画を策定します。

#### (第2項)

市は、計画の策定にあたっては関係者や市民の意見を取り入れることに努めます。

(第3項)

市は、計画を策定したときは速やかに関係者や市民の皆様に周知を行います。

(第4項)

計画変更においても、前3項のとおり行います。

#### 第4章 松江市文化芸術振興審議会

(設置及び所掌事務)

第7条 次に掲げる事務を行うため、松江市文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 市長の諮問に応じ、文化芸術振興計画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- (2) 文化芸術振興計画の目標の達成度、効果等についての検証及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、文化芸術振興に関すること。

2 審議会は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる事項について市長に意見を述べることができる。

#### 【説明】

市の設置する審議会について定めます。

(第1項)

審議会で行う事項を定めます。

(第1号)

市長の呼びかけに応じて、文化芸術振興計画の内容などについて調査や検討を行います。

(第2号)

文化芸術振興計画の進捗などを検証し、評価を行います。

(第3号)

松江市の文化芸術の振興を図ります。

(第2項)

必要に応じて、第1項に掲げる事項について市長に意見を言うことができます。

(組織)

第8条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

#### 【説明】

審議会の組織について定めています。

(第1項)

審議会は15人以内とします。

(第2項)

委員は、学識経験者や文化芸術関係者や市民等から市長が委任します。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【説明】

委員の任期について定めています。

(第1項)

任期は2年としますが、再任することができます。

(第2項)

欠員が出た場合の補欠委員は、前任者の残任期間を任期とします。

(会長及び副会長)

第10条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

【説明】

審議会の会長と副会長について定めています。

(第1項)

審議会には会長と副会長を置きます。

(第2項)

会長と副会長は、委員の中から選びます。

(第3項)

会長は審議会をとりまとめて管理し、審議会の代表となります。

(第4項)

副会長は会長を補助し、会長が不在の場合は会長の代理を務めます。

(会議)

第 11 条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**【説明】**

審議会の会議について定めています。

(第 1 項)

審議会は会長が招集して開催します。

(第 2 項)

会長は会議の議長を務めます。

(第 3 項)

審議会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができません。

(第 4 項)

審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決定し、可否が同数の場合は議長の判断により決定します。

(関係者の出席)

第 12 条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

**【説明】**

関係者の出席について定めています。

会長は必要があると考えるときは、審議会の議事に関係者を出席させ、意見や説明を聞くこと、又は資料の提出を求めることができます。

第 5 章 雑則

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**【説明】**

条例に定めていない、必要なことについて記しています。

条例に定めていない事項のうち、必要なものは市長が別途定めます。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる審議会の会議の招集は、第11条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

### 【説明】

条例の付随的な事項を定めています。

- 1 現時点の施行予定期日を記しています。
- 2 条例の施行後と委員の任期満了後の審議会の招集は、「第11条1項の審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。」の規定にかかわらず、市長が行います。